入　札　説　明　書

調達物品名：手術顕微鏡

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成７年条約第２３号)、地方自治法（昭和２２年法律第６７号)、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。)、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号)、熊本市病院局契約事務取扱規程（平成２４年病院局規程第１４号。以下「規程」という。)、熊本市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成２４年病院局規程第１５号。以下「特例規程」という。)、熊本市病院局が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成２１年４月１日施行。以下「要綱」という。)、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。)、熊本市工事競争入札心得（平成２年告示第１０７号。以下「入札心得」という。）のほか、熊本市病院局が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

１　競争入札に付する事項

(1)　調達物品名　　手術顕微鏡
(2)　品質・形状　　仕様書のとおり
(3)　数量・単位　　１式
(4)　納入場所　　熊本市立熊本市民病院
　　（熊本市東区東町４丁目１番６０号）
(5)　納入期限　　令和９年（２０２７年）３月３１日

２　担当部局

〒８６２－８５０５　熊本市東区東町４丁目１番６０号
熊本市病院局事務局財務課
電話番号：０９６－３６５－１７１１（内線３１４６）
ファックス：０９６－３６５－１７１２

３　入札手続の種類

この案件は、入札前に一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）の確認を行い、競争入札参加資格があると認められた者による入札の結果に基づき落札者を決定する方法により入札手続を行う。

４　入札参加者に必要な資格

(1)　熊本市病院局物品売買等の契約に係る競争入札（見積）参加資格審査申請書を提出し、熊本市病院局物品売買等の契約参加資格者に関する要綱（平成２８年４月１日施行）第５条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。
さらに、「医療機器」の業種で登録をしていること。

(2)　地方自治法施行令第１６７条の４第１項各号の規定に該当しない者であること。

(3)　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。

(4)　熊本市病院局が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成２１年４月１日制定）第３条第１号の規定に該当しないこと。

(5)　熊本市病院局から熊本市病院局物品購入契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成２１年４月１日制定）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(6)　消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。

(7)　業として本件競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。

(8)　過去３年の間、熊本市病院局との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と熊本市病院事業管理者が認めるものでないこと。

(9)　熊本市公契約条例（令和７年条例第５４号）第８条に基づき誓約書を提出するなど、本条例を遵守していること。

(10)　本件競争入札に事業協同組合(中小企業等協同組合法(昭和２４年法律第１８１号)第３条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。)として競争入札参加資格確認申請書を提出した場合、その組合員は単体として、競争入札参加資格確認申請書を提出することはできない。

本件競争入札に事業協同組合として参加する場合は、業務を担当する組合員についても併せて(5)、(8)及び(9)の要件を全て満たす者であること。

５　申請手続等

(1)　申請書、仕様書、入札説明書等の交付期間及び方法

令和８年（２０２６年）１１月４日（水）から令和８年（２０２６年）１１月２０日（金）まで熊本市ホームページに掲載するほか、希望する場合は２の担当部局で配布する（担当部局での配布については熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第３２号）第１条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）。郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。担当部局での配布は、午前９時から午後５時まで（ただし、正午から午後１時までを除く。）。熊本市ホームページにおいては、その運用時間内においてダウンロードできる。なお、仕様書等の設計図書については、入札日までの間、２の担当部局において閲覧に供する。

(2)　申請書等の提出方法等

本件入札の参加希望者は、競争入札参加資格確認申請書及び競争入

札参加資格審査調書その他の必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格の有無について病院事業管理者の確認を受けなければならない。提出方法等については、次によるものとする。

ア　提出書類及び提出方法

持参又は郵送により提出すること。電送（ファックス、電子メール等）による提出は受け付けない。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。

(ｱ)　競争入札参加資格確認申請書（様式第１号）

(ｲ)　競争入札参加資格審査調書（様式第２号）

イ　提出期限

令和８年（２０２６年）１１月２０日（金）正午まで

郵送する場合は、期限までに必着すること。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

ウ　提出部数

１部とする。

エ　提出先

(ｱ)　持参の場合

２の担当部局

(ｲ)　郵送の場合

〒８６２－８５０５　熊本市東区東町４丁目１番６０号

熊本市病院事業管理者（熊本市病院局事務局財務課）宛

また、封筒の表面に申請する「調達物品名」及び「競争入札参加資格確認申請書在中」を明記すること。

オ　留意事項

様式については、申請書等提出日時点において記載すること。

カ　４(1)に掲げる参加資格者名簿に登録されていない者も、申請書等及び添付書類を提出できるが、競争に参加するためには当該競争入札（見積）参加資格審査申請を行い、審査を受け、かつ、競争参加の資格の確認を受けなければならない。

(ｱ)　競争入札（見積）参加資格審査申請書の交付方法

申請書様式は、熊本市ホームページに掲載するほか、希望する場合は５(2)カ(ｵ)ａの部局で配布する。（配布については休日を除く。）配布時間は午前９時から午後４時まで（ただし、正午から午後１時までを除く。）。熊本市ホームページにおいては、その運用時間内においてダウンロードできる。なお、ホームページのＵＲＬは、次のとおり。

https://www.city.kumamoto.jp/list00514.html

郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。

(ｲ)　提出方法

参加資格要綱に定める申請書に必要書類を添付し、持参又は郵送により提出すること。なお、提出の際は封筒に入れ、封筒の表面に「特定調達契約に係る参加資格審査申請書在中」、「調達物品名」及び「開札日時」を明記すること。郵送する場合は一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。受付時間は午前９時から午後４時まで（ただし、正午から午後１時までを除く。）。

(ｳ)　競争入札（見積）参加資格審査申請書の提出期限

令和８年（２０２６年）１１月２０日（金）正午まで。郵送する場合は、期限までに必着すること。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

(ｴ)　競争入札（見積）参加資格審査申請書等の作成に用いる言語等

競争入札（見積）参加資格審査申請書及び必要書類は日本語で作成すること。なお、必要書類のうち外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。また、金額は、出納官吏事務規程（昭和２２年大蔵省令第９５号）第１６条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(ｵ)　提出先

ａ　持参の場合

熊本市東区東町４丁目１番６０号

熊本市病院局事務局財務課用度班

ｂ　郵送の場合

〒８６２－８５０５　熊本市東区東町４丁目１番６０号

熊本市病院事業管理者（熊本市病院局事務局財務課用度班）宛

(3)　競争入札参加資格の確認については、申請書等の提出期限日を持って行うものとする。ただし、５(2)カの申請（特例規程第２条において準用する熊本市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成２４年規則第１０２号）第４条第１項の申請）をする者については、この限りでない。結果（競争入札参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、書面により通知する。

６　競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1)　競争入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して７日（休日を含まない。）以内に、病院事業管理者に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(2)　病院事業管理者は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して５日（休日を含まない。）以内に、説

明を求めた者に対し書面により回答する。

7　入札説明会

入札説明会は実施しない。

8　入札説明書、仕様書等に対する質問

(1)　入札説明書等に対する質問がある場合においては、次のとおり質問書を提出すること。

ア　提出方法

書面（様式は自由）により持参、ファックス又は電子メールにて提出すること。ただし、ファックス、電子メールの場合は、必ず電話で着信を確認すること。

イ　提出期間

令和８年（２０２６年）１１月４日（水）から令和８年（２０２６年）１２月８日（火）まで（休日を除く。）の午前９時から午後５時まで

ウ　提出先

２の担当部局

ファックス：０９６－３６５－１７１２

メールアドレス：shiminbyouinzaimu@city.kumamoto.lg.jp

(2)　(1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。なお、熊本市ホームページにも掲載する。

ア　閲覧期間

令和８年（２０２６年）１２月１１日（金）までに開始し、令和８年（２０２６年）１２月１６日（水）までとする。

イ　閲覧場所

２の担当部局

9　入札保証金

規程第２条において準用する熊本市契約事務取扱規則第５条に定めるところにより、免除とする。

１０　入札及び開札等

(1)　入札参加者又はその代理人は、仕様書、契約書案及び規則等を熟知の上、入札をしなければならない。この場合において、当該仕様書について疑義（見積に必要な事項に限る。）がある場合は、公告に定めるところにより、説明を求めることができる。

(2)　入札参加者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。

(3)　入札室には、入札参加者又はその代理人以外の者は入室することが

できない。ただし、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

(4)　入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札室に入室することができない。

(5)　入札参加者又はその代理人は、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札室を退室することはできない。

(6)　入札室において、次の各号のいずれかに該当する者は、当該入札室から退去させる。

ア　公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者

イ　公正な価格を害し、又は不正の利益を得るため連合をした者

(7)　入札参加者又はその代理人は、熊本市病院局様式の入札書及び委任状（別添）を使用すること。

(8)　入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した別添様式による入札書を提出しなければならない。（原則、別添様式の入札書を使用すること。）

ア　調達物品名

イ　入札金額

ウ　入札参加者の住所、商号又は名称、代表者職氏名

エ　代理人が入札する場合は、代理人の氏名

(9)　入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。

(10)　入札参加者又はその代理人の入札金額は、調達物品の本体価格のほか、郵送費、保険料、関税等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もること。

(11)　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額（小数点以下は無効）を入札書に記載すること。

(12)　予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(13)　入札参加者又はその代理人は、再度入札等に備えること。

(14)　入札書及び委任状は、ペン又はボールペン（鉛筆は不可）を使用することとし、消せるボールペンは使用しないこと。

(15)　郵送による入札書の受領期限は、１１(2)のとおりとする。

(16)　入札・開札日時及び場所は、１１、１２のとおりとする。

(17)　入札参加者又はその代理人から提出された書類を熊本市病院局の審査基準に照らし、採用し得ると判断したもののみを落札決定の対象とする。

(18)　入札書の入札金額の訂正は認めない。

(19)　入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。

(20)　入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又は中止することがある。

(21)　入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(22)　開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行う。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(23)　予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。

(24)　入札執行回数は、２回までとする。なお、再入札において、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び入札書を郵送したもので再入札書の提出がなかった者は、再入札を棄権したものとみなす。

(25)　入札に参加する者が１者である場合は、再度公告して申請書等の提出期限を延長するものとする。この場合、必要に応じて案件に係る競争入札参加資格の変更又は履行期間の変更を行うことがある。

(26)　１回目の入札で棄権、辞退、無効となった者は、再度入札（２回目）には参加できないものとする。

１１　入札等

５(3)の通知により競争入札参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、入札に参加するものとする。なお、持参又は郵送により提出すること。電送（ファックス、電子メール等）による提出は受け付けない。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。

(1)　持参による場合

ア　入札日時

令和８年（２０２６年）１２月１６日（水）　午前１０時

イ　入札場所

熊本市東区東町４丁目１番６０号

熊本市立熊本市民病院３階　会議室３１

(2)　郵送による場合

ア　令和８年（２０２６年）１２月１５日（火）までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

イ　送付方法

入札書は二重封筒（内封筒及び外封筒）とし、入札書を内封筒に入れ、封をして、「入札書」、「調達物品名」、「開札日時」及び「入札参加者名」を記載し、外封筒に入れること。さらに、再度入札を予想する場合は、再入札書も、別の内封筒に入れ、封をして、「再入札書」、「調達物品名」、「開札日時」及び「入札参加者名」を記載し、外封筒に同封すること。外封筒には、「入札書在中」及び「親展」と記載するとともに、入札参加者名を記載し、次の宛先へ送付すること。

ウ　送付先

〒８６２－８５０５　熊本市東区東町４丁目１番６０号
熊本市病院事業管理者（熊本市病院局事務局財務課）宛

１２　開札等

入札書は、以下の日時において開札する。この場合において、入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

(1)　開札日時
令和８年（２０２６年）１２月１６日（水）　午前１０時

(2)　開札場所
熊本市東区東町４丁目１番６０号
熊本市立熊本市民病院３階　会議室３１

１３　無効の入札書

入札書で次の各号のいずれかに該当するものは、これを無効とする。

(1)　公告に示した競争に参加するものに必要な資格のないものの提出した入札書
(2)　要綱第３条の規定により、入札参加資格を失った者のした入札書
(3)　調達物品名（件名）及び入札金額のない入札書
(4)　入札参加者の住所、商号又は名称、代表者職氏名のない又は不明確な入札書
(5)　代理人が入札する場合は、入札参加者の住所、商号又は名称、代表者職氏名、代理人の氏名のない又は不明確な入札書
(6)　調達物品名（件名）に重大な誤りのある入札書
(7)　入札金額の記載が不明確な入札書
(8)　入札金額を訂正した入札書
(9)　一の入札参加者が複数の入札を行ったと認められるときは、いったん開札して確認のうえ、その者のすべての入札書を無効とする。
(10)　再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札書
(11)　入札公告等において示した入札書の受領期限までに到達しなかっ

た入札書
(12)　公正な価格を害し、また不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
(13)　「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和２２年法律第５４号）に違反し価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
(14)　その他入札に関する条件に違反した入札書
(15)　入札心得第７条に準じるほか、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。なお、競争入札参加資格があると確認された者であっても、落札決定の時において４に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合は、競争入札参加資格のない者に該当するものとする。
(16)　無効とした入札書は、返却しないものとする。

１４　落札者の決定
(1)　予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
(2)　落札となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
(3)　落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由）について、当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

１５　入札公告等の要件に該当しなくなった場合の取り扱い
落札者の決定後契約締結までの間に、次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該入札を無効とする。また、落札決定後契約締結までの間に次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該落札決定者を取消し契約締結は行わないことがある。
(1)　「４　入札参加者に必要な資格」の各号のいずれかに該当しないこととなったとき。
(2)　一般競争入札参加申請書又はその他の提出書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。
(3)　要綱第３条各号に該当すると認められるとき。

１６　契約保証金
規程第２条において準用する熊本市契約事務取扱規則第２２条の定め

るところにより、落札者は、契約金額の１００分の１０以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合においては、契約保証金を免除とする。

(1)　保険会社との間に熊本市病院局を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

(2)　過去２年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（ただし、契約書の写しに発注者が契約の適正な履行完了を認めた書類の写しを添えても可。）を提出したとき。

１７　その他留意事項

提出された申請書等は、返却しないものとする。

１８　契約条項

別紙契約書（案）